

建築士講習のご案内

建築士定期講習

改正建築士法により義務化された建築士定期講習は、対象資格の取得、もしくは定期講習を受講した翌年度4月1日から起算して、3年以内に受講する必要があります。

2026年度は2023年度に資格を取得、もしくは定期講習を受講した方が3年の期限を迎えます。

その受講期限は、2026年度末までとなります。年度末は混雑が予想されますので、早めの受講をお願いします。

今年度の講習予定

定期講習(一級、二級、木造合同開催 ※修了考査は資格種類ごと)

2026年	5月23日(土)	2027年	1月23日(土)
	7月25日(土)		2月13日(土)
	10月3日(土)		3月13日(土)
	11月14日(土)		
	12月19日(土)		

※上記以外で、千葉土建会場が下記の日程となります

10月24日(土)

管理建築士講習

改正建築士法により、建築士事務所に配置される管理建築士は、法定業務に3年以上従事した後、管理建築士講習を受講修了したものでなければなりません。

管理建築士講習は、管理建築士になろうとする建築士が受講するもので、定期的に受講する必要はありません。

今年度の講習予定

2027年 3月6日(土)

NPO法人 埼玉土建建築支援センター

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2-220-3

Tel 048-669-1551

Fax 048-669-1550